美唄市
Bibai City

Press Release

令和元年９月２７日（金）
問合せ
総務部秘書広報課広報情報係
電話　0126-63-0113（直通）
担当　大津、榎本

美唄市情報公開・個人情報保護審査会委員の公募について

美唄市情報公開・個人情報保護審査会委員を公募します

市では、情報公開および個人情報保護制度について、広く市民の方の意見を反映させるため、つぎのとおり美唄市情報公開・個人情報保護審査会委員を公募します。

１　応募資格
市内に在住する満２０歳以上の方（公務員を除く）

２　応募人数
２名（応募者多数の場合は選考のうえ決定）

３　内容
①個人情報の取扱についての審査・答申
②不服申立てに対する審査・答申
詳細は、別紙内容のとおり

４　申込方法
市役所２階広報情報係に配置の申請書と所定の様式（市のホームページからもダウンロード可能）に必要事項を記入のうえ、情報公開や個人情報保護についての意見や日ごろ感じている事などを８００字程度にまとめた意見書を添えて提出（郵送可）。

５　応募期間
１０月１日（火）～１０月３１日(木)

６　任期
市長より委嘱状が交付された日から２年間

審査会の主な職務（個人情報の取扱いについての審査・答申）

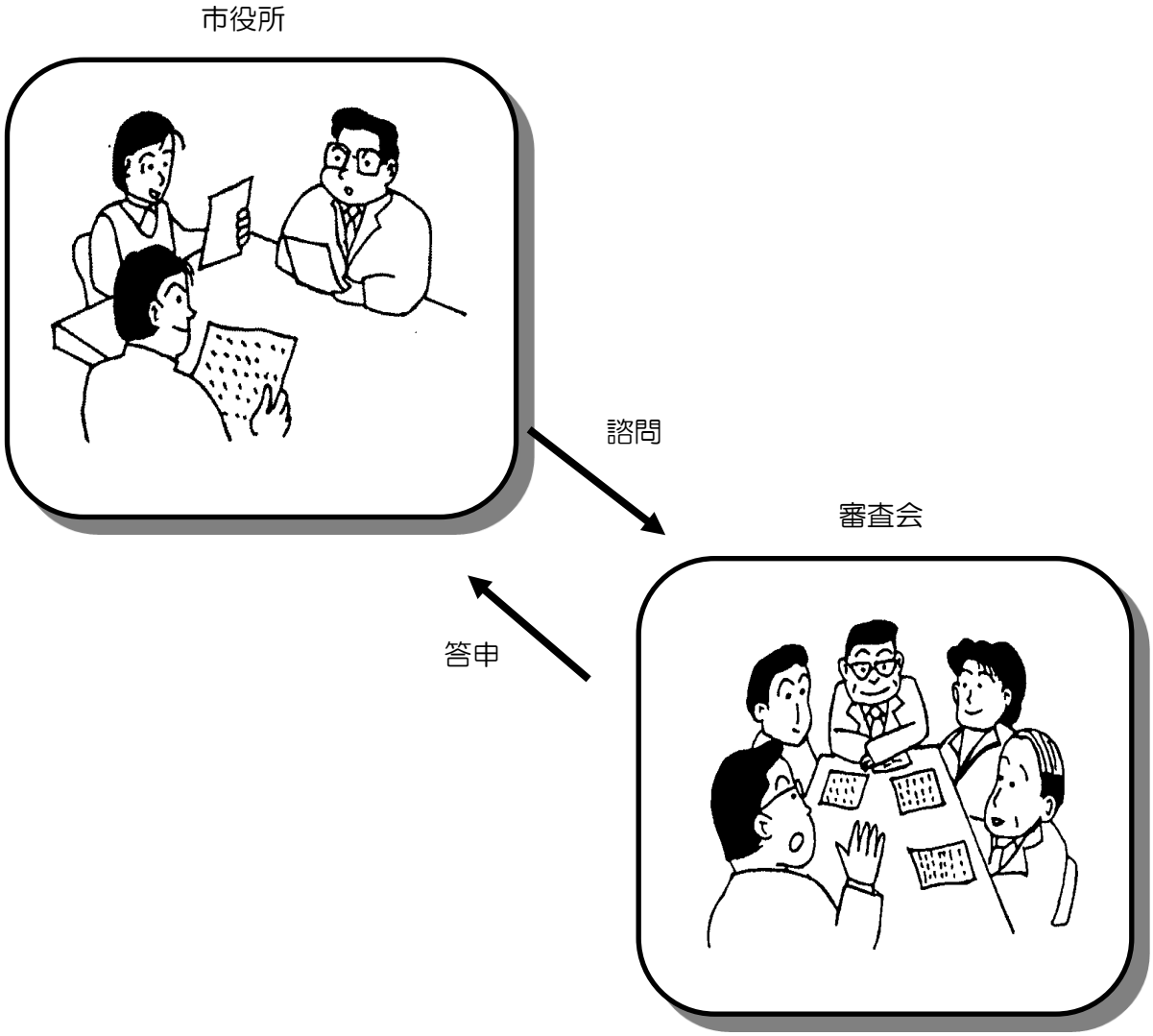

（１）原則禁止とされている「個人情報の目的外利用または外部提供など（市が保有する個人情報に限る。）」について、正当な行政執行上または公益上の必要により、例外的に認める業務について、市からの諮問に応じ審査、答申する。

（２）市が保有する個人情報を市以外の機関と新たにオンライン結合（電話回線等を使ってパソコン同士を結びデータ（この場合は個人データ）をやりとりすること）を行う場合に、市からの諮問に応じ、その必要性または公益性などについて審査、答申する。

（３）事業者が個人情報を不適正に取り扱っている場合で、かつ、市の指導、勧告に従わない場合に、その事業者名を公表するかどうかについて、市からの諮問に応じ審査、答申する。

審査会の主な職務（不服申立てに対する審査・答申）

１．請求書の受付

２．請求について検討
決定（市役所）

３．公開（もしくは非公開）

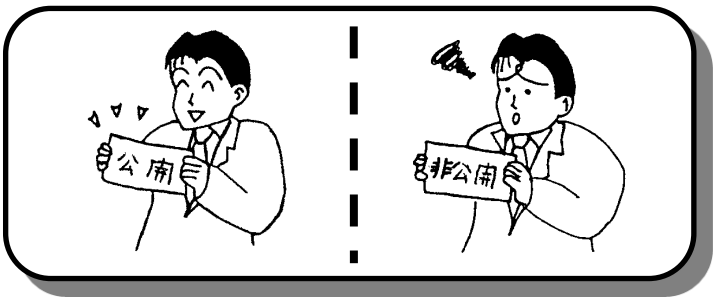

４．公開

不服申立てに
対する決定

不服申立て

５．不服申立ての受付等（市役所）

諮問

答申

６．審査会

（１）公文書公開請求に対する市の非公開決定等について不服申立て等があった場合に、
その非公開決定等が妥当かどうかについて、市の諮問に応じ審査、答申する。

（２）自己情報開示請求等（市が保有する個人情報に限る。）に対する市の非開示決定等について
不服申立て等があった場合に、その非開示決定等が妥当かどうかについて、市の諮問に応じ
審査、答申する。